

共同研究契約における産学連携推進経費の導入について

平素より本学との産学官連携につきまして、ご理解及びご協力を賜り深く感謝申し上げます。

本学では、産学官連携を円滑に行うため、知的財産本部をはじめ連携推進体制の整備など日々努力を重ねているところでございます。

研究契約業務に関しましては、いささかなりとも、契約内容の見直し等種々協議をさせていただき、スムーズに進められるよう改善を図って参りました。

しかしながら、これまで知的財産本部の維持に充ててきた国の補助の制度が近く廃止されることとなり、共同研究を中心とした産学官連携を維持していくためには、共同研究推進サポート体制の充実を図ることが不可欠となっております。このため、平成19年度分(*)からの共同研究に対し、直接経費の他に産学連携推進経費として10%を計上いただき、産学官連携の推進を図りたいと考えております。

経営環境の厳しい中ではありますが、ご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ご負担いただいた産学連携推進経費は、以下の経費をはじめとした産学官連携の推進に活用したいと考えております。

1. 北海道大学の知的財産の管理活用体制の整備充実
2. 北海道大学の産学官連携推進機能の整備充実

(*) 平成19年4月1日以降に実施される共同研究から適用されます。

平成19年2月9日

国立大学法人北海道大学
総長 中 村 睦 男